

法律

令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年十二月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第九十八号

令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律

(定義)

第一条 この法律において「令和四年度出産・子育て応援給付金」とは、妊娠から出産及び子育てまでの一貫した相談支援の実効性を確保する必要性に鑑み、令和四年度の一般会計補正予算(第2号)における妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村(特別区を含む。)から支給される給付金(金銭以外の財産により行われる給付を含む。)で、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいう。

(差押禁止等)

第二条 令和四年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 令和四年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

(非課税)

第三条 租税その他の公課は、令和四年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和四年度出産・子育て応援給付金についても適用する。ただし、第二条の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

政

令

道路法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年十二月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百七十八号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十九条第二項本文(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第十九条関係)

占用物件	単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	一本につき一年	一、九〇〇	八〇〇	五〇〇	四六〇	四〇〇
第二種電柱	一本につき一年	二、九〇〇	一、二〇〇	八七〇	七三〇	六七〇
第三種電柱	一本につき一年	三、九〇〇	一、七〇〇	一、一〇〇	九〇〇	九〇〇
第一種電話柱	一本につき一年	一、七〇〇	一、七〇〇	五〇〇	四三〇	三九〇
第二種電話柱	一本につき一年	二、七〇〇	一、一〇〇	八〇〇	六六〇	六〇〇
第三種電話柱	一本につき一年	三、七〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	九四〇	八五〇
その他の柱類	一本につき一年	〇七〇	一七〇	五〇	四三	三元
共架電線その他類	長さメートルにつき一年	一七	七	五	四	四
地下に設ける電線その他の線類	長さメートルにつき一年	一〇	四	三	三	二
路上に設ける変圧器	年つき一個	一、六〇〇	七〇〇	四九〇	四三〇	三六〇
地下に設ける変圧器	年つき一個	一、〇〇〇	四〇〇	三〇〇	二六〇	二〇〇
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	年つき一個	三、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八五〇	七〇〇
郵便差出箱及び信書差出箱	年つき一個	一、四〇〇	六〇〇	四一〇	三六〇	三〇〇

法第三十二条第一項に掲げる工作物

法第三十二号に掲げる物件									その他のもの	広告塔
外径がメートル以上のもの	外径がメートル以上のもの	外径がメートル以上のもの	外径がメートル以上のもの	外径がメートル以上のもの	外径がメートル以上のもの	外径がメートル以上のもの	外径がメートル以上のもの	外径がメートル以上のもの	その他のもの	広告塔
長さメートル以上、幅メートル以上、高さメートル以上のもの									年平方メートル以上の面積	年平方メートル以上の面積
二〇〇〇	一〇〇〇	七〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	七〇	三、四〇〇	三〇、〇〇〇
六〇〇	四〇〇	三〇〇	一七〇	一三〇	八〇	六〇	四〇	三〇	一、四〇〇	四、八〇〇
六一〇	三〇〇	二一〇	一一〇	九〇	六〇	四〇	三〇	二〇	一、〇〇〇	一、八〇〇
五二〇	二六〇	一八〇	一〇〇	七〇	五〇	三〇	二〇	一六	八五〇	八七〇
四七〇	三〇〇	一六〇	九〇	七〇	四七	三〇	二〇	一六	七〇〇	五〇〇

法第三十二号に掲げる施設			法第三十二号第一項第四号に掲げる施設	法第三十号に掲げる施設						
地下室及び地下街				その他のもの	その他のもの		道路又は歩道の標示その他の構造		法第二十五条第一項第二号に定める運行補助施設の種類	
三階以上のものが	二階のものが	一階のものが			地下に設けるもの	上空に設けるもの	柱示	柱示	その他のもの	地下に設けるもの
年平方メートル以上の面積			年平方メートル以上の面積		年平方メートル	長さメートル以上、幅メートル以上のもの				
Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	三、四〇〇	三、四〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	二、七〇〇	三	一〇	
			一、四〇〇	一、四〇〇	四〇〇	一七〇	一、一〇〇	一四	四	
			一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	五〇	八〇	一〇	三	
			八五〇	八五〇	二六〇	四三〇	六六〇	九	三	
			七〇〇	七〇〇	三〇〇	三九〇	六〇〇	八	二	



